

平成27年度市政懇談会記録調書

対象地区	勝田三中学区
日 時	平成27年6月20日(土)午後1時30分～午後3時40分
場 所	前渡コミュニティセンター
参加人数	26名

内 容 (要旨, 発言, 集約事項等)

事前質問

1. 道路排水路の整備について (建設部)
2. 空き家対策について (市民生活部)
3. 自治会未加入者への対応について (市民生活部)
4. 足崎団地内の道路のゾーン30指定について (市民生活部)
5. 信号機の設置について (市民生活部)
6. ごみの不法投棄について (市民生活部)
7. 道路標識設置要請について (都市整備部)
8. 自転車の逆走禁止の道交法改正後の教育について (市民生活部)
(教育委員会)
9. 東海第二原発再稼働について (市民生活部)
10. 昭和通り線ガードレール増敷設依頼について (建設部)
11. 渋滞対策による道路の新設について (建設部)

懇談質問

1. 市報の配布方法について (企画部)
2. ゴミの集積所について (市民生活部)
3. ゴミの不法投棄と自治会の脱会について (市民生活部)
4. 道交法の教育について (市民生活部・教育委員会)
5. 不法投棄防止対策及び自治会の加入について (市民生活部)

◇事前質問 1（道路排水路の整備について）

昨年質問した、西原地区の産業道路冠水対策についての回答で、「冠水時に確認した」とあったが、いつ確認したのか。また、側溝の高圧洗浄を行ったのはいつなのか。

今後、側溝の高圧洗浄は定期的にやってほしい。

■建設部長

現地調査につきましては、平成 26 年 5 月 21 日の午前 10 時頃の冠水時に実施しております。

冠水の状況を確認しました結果、原因は道路排水口の呑み口や側溝の土砂の堆積によるものと判断しましたので、対応策として、排水溝などの高圧洗浄を平成 26 年 7 月 11 日及び平成 27 年 3 月 17 日に実施しております。

今年度の実施については、台風のシーズン前までに実施する予定としておりますが、引き続き、台風や大雨の予想される場合はパトロールを行ってまいります。

◇事前質問 2（空き家対策について）

平成 26 年度市政懇談会で条例の設定、準備の有無、今後の取り組み状況について確認し、地域の実情に合わせた条例の制定を進める旨の回答をいただいている。

団地内の空き家については、夜中若者が入り込んだりしており、団地内に住む住民においては、いたずら（ピンポンダッシュ）、盗難、昨年末の団地内アパートに空き巣が入るなど治安の悪化を感じており、空き家放置の影響もあると考えている。現在の条例制定状況の説明、および警察による巡回強化を検討いただきたい。

■市民生活部長

本市における「空き家対策」につきましては、平成 25 年度に市民活動課内に「総合窓口」を設置しまして、情報の一元化を図りながら、各所管課において所有者への働きかけを行ってきております。

昨年の 11 月には、空き家等対策の推進に関する特別措置法という法律が公布され、今年 5 月には、全面施行となりまして市の役割・権限が明確化され、空き家対策をより推進できる環境が整ったところあります。

現在は、国から示されたガイドラインに基づき、行政指導の対象となる危険度の高い特定空き家を選定するための基準の作成を進めております。また、法律の施行によって、固定資産税等の情報が利用可能となりましたので、それらを活用して所有者の特定を進めているところであります。

今後の取り組みとしましては、空き家の所有者の適正管理が原則でありますので、特定空き家の所有者に対して行政指導を行ってまいります。助言・指導に応じない所有者に対しましては勧告をするとともに、土地に係る固定資産税が軽減対象から除外されることとなります。さらに、これらの命令にも応じない場合、または、所有者や相続人が特定できない場合には、行政代執行による建物除却を含めた対応を進めていくこととなります。

この所有者や相続人の特定には、相当の時間を要すると想定しておりますが、当面、所有者の特定を進めてまいりたいと考えております。

また、市民の生命・財産への危険が及ぶおそれがある場合で、所有者を特定する時間が無い状況においては、何らかの緊急措置が必要であると認識しております。

これらの課題については、対応策を十分に検討し、今年度内を目途に条例を制定してまいりたいと考えております。いずれにしましても、空き家対策の推進にあたっては地域の方々との連携が不可欠でありますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします

◇事前質問3（自治会未加入者への対応について）

当自治会員が退会した場合の、ゴミの出し方について市役所に問い合わせ確認したところ、「従来通り同じ場所に出してください」と回答され、本人は自治会を退会しても生活に支障がないと考え退会したと言っている。また、近所へもその旨話し退会仲間を増やす動きも発生している。

佐野中学区の平成26年度懸案内容では、「自治会員の加入促進策の取り組み」であると聞いているが、市から退会者に対しての取り組みも含めた加入促進策をお願いしたい。

たとえば、市の条例として「市内在住者は、必ず地元自治会に所属しなければならない」と制定できないか？

■市民生活部長

自治会につきましてはご承知のとおり、「住みよい地域社会」をつくるため、地域住民の協力や支え合いにより組織された団体で、各自治会において防災や防犯、交通事故防止、環境整備、ゴミの減量化や資源化への取り組みなど、地域内の様々な課題に取り組んでいただいているところです。

自治会の加入につきましては、自治会は任意の団体となるため、加入に対しての強制力はないとされておりまして、ゴミを出す条件としての自治会加入を義務づけることは難しい現状であります。

次に、退会者に対する取り組みにつきましては、高齢者のひとり暮らしであって、身体的理由により班長や組長などの役員ができない方には免除しているケースもあります。また、自治会活動に関心が薄いことや定住者が少ないことから未加入世帯が多くなりがちなマンション、賃貸アパートなどの居住者を準会員、地域内の事業者を賛助会員、常時活動への参加が難しい会員などを協力員として、それぞれの会員の立場やライフスタイルに合わせて、活動への参加や協力ができるように様々な取り組みがなされております。

ひたちなか市では、「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」が制定され、まちづくりの主役は市民であると謳われております。退会者に対します画期的な改善策はなかなか見つからない状況ですが、自治会連合会や自治会のあり方を検討する理

事会・企画委員会と連携しながら、引き続き自治会への加入促進と課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◇事前質問4（足崎団地内の道路のゾーン30指定について）

団地内をゾーン30に指定してほしい。

■市民生活部長

ゾーン30を足崎団地自治会内に設定という要望でございますが、まず、ゾーン30の内容についてご説明いたします。

ゾーン30は生活道路が密集する地域一帯を「ゾーン」として設定し、そのゾーン内の最高速度を「30km/h」と規制し、各種事故防止対策を図ろうとするものです。

ゾーン設定の要件は

- (1) 2車線以下の生活道路が密集している区域
- (2) 人口密度が高い人口集中区域
- (3) 通り抜け道路に利用されている等、歩行者等の安全を確保する必要がある区域
- (4) 通学路等通学児童の安全確保を図る必要がある区域

となっております、警察が設定するものであります。

この案件につきましては、事前に警察と協議を行った結果、団地内の道路は一部の主要道路を除いて幅員も狭く、車同士ですれ違いをする場合や歩行者・自転車が通行している状況において、車で側方を通過する場合には、物理的に徐行（20～30km/h以下）で通行せざるを得ない道路となっております、南側の道路は小中学生の通学路として利用されている歩道が整備されているため、団地内全体を「ゾーン30」として設定することは難しいとの回答を、ひたちなか警察署よりいただいております。

◇事前質問5（信号機の設置について）

県道瓜連馬渡線を横断するために「押しボタン式」信号機の設置を要望する。

■市民生活部長

信号機設置につきましては警察の管轄となりますので、ご要望があった箇所について昨年に引き続き、ひたちなか警察署へ5月に信号機設置の申し入れを行ったところであります。

しかしながら、ひたちなか警察署では昨年の要望を受け、現地調査を行った結果、県道を横断する現状の交通量においては信号機の設置は難しいとのことでした。なお、当該箇所について横断歩道を利用する人数や県道を横断する車両の交通量が周辺の道路等の影響により増加した場合には設置を再検討したい、との回答をひたちなか警察署よりいただいているところです。

◇事前質問6（ごみの不法投棄について）

足崎自治会地区は山林が多く点在しているため、ごみの不法投棄が多い。

特に、多良崎城跡の周辺道路や都市計画区域に決定されている仮称北根墓園内の道路、水田の外周道路などにごみの不法投棄が多くみられる。

看板の設置や監視、見回りなどを行うとともに、ごみの不法投棄があった場合には回収するなど市の対策をお願いしたい。

また、地域住民が不法投棄を見つけた場合は、市に電話すれば回収するシステムの構築をお願いしたい。

■市民生活部長

ご指摘のある多良崎城跡付近は、市においても不法投棄多発地として把握している場所です。当該地には、市と村を繋ぐ生活道路が通っており、車両の通行量が多く、周囲からの視界が立木等により遮られていることから、悪質な行為による被害が続いている状況にあります。

当該地を含めて、不法投棄の対応としましては、日常的には、地域住民の方からの通報のほか、市の嘱託職員及びコミュニティ組織よりご推薦いただいた不法投棄監視員によるパトロール活動をとおして監視を行っております。また、事案を把握した際は、現場及び土地所有者の確認を行い、道路等の公共用地につきましては、廃棄物対策課、道路管理課等で投棄物の回収や不法投棄抑止看板の設置を行っております。

一方、民有地への不法投棄の回収につきましては、土地所有者へ連絡し、清掃や処置等をお願いしているところではありますが、土地所有者との連絡がとれず、周辺環境へ著しく悪影響を及ぼしている場合などについて、対応を検討していく必要があると考えております。

なお、不法投棄防止には監視員や市のパトロールは当然ですが、多くの目で監視することが効果的であり、地域の環境を守ることに考えておりますので、不法投棄を見つけた場合の通報など市民の皆さまのご協力をお願いいたします。

◇事前質問7（道路標識設置要請について）

向野団地入り口の交差点（33メートル道路海浜公園方面「セイミヤ」左折～向野入り口右折一番先の十字路）は交通量が多く見通しも悪いため、危険度が高く過去に事故も発生している。また、南方からの侵入するところの一時停止の置き看板が撤去され危険なため、一時停止の標識設置をお願いしたい。

■都市整備部長

この交差点は、北方から侵入する箇所については、止まれの路面表示と規制標識、停止線が警察署により設置され、南方から侵入する箇所については、市が停止指導線を表示しております。なお、一時停止の看板は劣化が進んだため撤去しましたが、現在は新しい看板を再設置しております。

また、東方の向野団地より侵入する箇所については、交差点の位置が高く見通しが悪いため、市が「十形道路交差点あり」の警戒標識を新しく設置いたしました。

加えて、ひたちなか警察署と交差点の将来に渡る安全の確保について協議を行い、ひたちなか市より、ひたちなか警察署へ南方から進入する箇所の一時的停止の規制標識設置の要望をいたしました。

◇事前質問8（自転車の逆走禁止の道交法改正後の教育について）

道交法改正後、一年半が経過するが、未だに右側路側帯を自転車で走行する人を見受けるため、周知されていないように感じる。

各家庭での自転車走行に対するルールのしつけや、学校教育の現場で道交法の路側帯逆走禁止指導の実態とそれに対する結果フォローアップを実施してはどうか。

■市民生活部長

市民生活部からは、交通安全教育指導員による自転車の交通安全教育についてお答えいたします。本市におきましては、交通安全教育指導員により市内20校の小学生に対して交通安全教室を開催し、自転車の乗り方指導をしております。自転車の安全点検、自転車乗車前に行う安全確認、さらにブレーキのかけ方など、合い言葉と動作を関連づけて指導を行っております。また、高学年に対しては、自転車の通行区分等についてのルールやヘルメットの装着など自転車安全利用五則や自転車運転者が加害者になった場合の損害賠償についても教育を行っております。

今後も引き続き、自転車乗車中に事故に遭わない、起こさないように指導・教育を行ってまいります。

■教育長

交通安全につきましては、児童生徒の命と安全を守るために、大変重要な指導事項であり、小学校体育や中学校保健体育の授業、学級活動など、学校教育の様々な機会を通して指導しております。一例を挙げますと、中学校保健体育では、自転車安全利用五則の理解を図り、自転車運転中の交通事故防止について、具体的な場면을例示して危険を予測できるように指導しております。

また、中学校では、登下校時に教職員等が通学路に立ち、ヘルメットの着用や左側通行、並進の禁止などについて注意を促す指導をしております。

さらに、毎年、市の交通指導員が計画的に市内全小学校に出向き、交通安全教室を実施しており、安全な自転車の乗り方について、児童は実技を通して体験的に学んでおります。

中学校においても、交通安全教室を実施しており、警察署交通課による講習や、交通公園での体験的・実践的な講習を通して、交通事故の未然防止や自転車事故の加害者責任などについて理解を深めております。

今後も引き続き、自転車安全利用五則の徹底を始めとして、児童生徒の交通事故の未然防止・自転車の運転マナーの向上について指導を継続してまいります。

◇事前質問9（東海第二原発再稼働について）

安全協定の見直し状況や避難計画策定の進捗状況、また、再稼働に関する見解や東海原発の廃炉作業で発生する放射性廃棄物の状況など、お聞かせいただきたい。

■市民生活部長

東海第二原発の安全確保や原子力安全協定の見直し要求につきましては、30キロ圏の15市町村で構成する「東海第二発電所安全対策首長会議」において、市町村が連携し対応しているところであります。

これまで、市町村担当者と日本原電による安全協定見直しに係る会議が開催されておりますが、未だに具体的な見直し協議には至っていない状況にあります。現行の安全協定では、県と東海村だけが新增設等に対する事前了解や安全確保の措置要求、また、要求により停止した施設の運転再開について協議する権限を有しております。原子力所在地域に位置する本市といたしましては、東海村と同様に、再稼働の可否をはじめとした重要事項について意見を述べ、協議できる権限を有することは当然であると認識しておりますので、引き続き、関係市町村と連携のもと安全協定の早期見直しに取り組んでまいります。

広域避難計画についてであります。県では、今年3月に広域避難計画を公表し、本市の避難先も示されたところであります。現在、本市では、避難先となる県内12市町村への市内の地域毎の避難を前提とした割り振りや、避難先までの主な避難経路、バス避難の一時集合場所の選定等について検討を進めておりますが、避難計画策定にあたっては、秩序立った円滑な避難方法をはじめ、自力で避難できない災害弱者への支援体制や緊急時の安定ヨウ素剤の配布体制、避難所の運営体制など、課題が山積しており、実効性のある避難計画の策定は容易ではない状況にあります。

避難計画策定にあたっては、避難先となる県内12市町村と避難受入れについて協議を進めるとともに、30キロ圏内の市町村及び関係機関・団体との協議や情報の共有を図りながら、避難計画の策定に取り組んでまいります。

東海第二原発の再稼働につきましては、市民の安全や生活を最優先に、極めて慎重に判断すべきものであることから、実効性のある避難計画を含め、市民の安全が確保されない限り、再稼働はできないものと考えております。

東海発電所の廃炉作業で発生するレベル3廃棄物の処分等についてであります。レベルの極めて低い廃棄物（レベル3）の処分につきましては、「低レベル放射性廃棄物埋設施設」を新たに設置し、処分をする計画であると日本原電から説明を受けております。施設の概要については、東海村の日本原電敷地内の北側を候補地とし、縦約100メートル、横約80メートルの範囲で、地表面から深さ約4メートルを素掘りして地下埋設するものであります。埋設にあたりましては、熱交換器等の金属やコンクリート等のレベル3廃棄物を鉄の容器に入れて埋設し、埋設箇所の上には、厚さ約2.5メートルの覆土を行い保管するものです。

日本原電では、平成16年から、地質、地盤及び地下水の調査を行っており、埋設

地上面で受ける放射線量、また、廃棄物と触れた地下水が海に移行したとし、放射性物質が取り込まれた海産物を摂取した場合の人が受ける線量を評価した結果、国の規則で定められた年間 $10\mu\text{Sv}$ を下回ることを確認しているとの説明を受けております。

また、「低レベル放射性廃棄物埋設施設」の設置につきましては、計画概要や環境への影響等について、住民に丁寧に説明する必要があると考えておりますので、本市といたしましては、日本原電に住民に対して説明するよう働きかけてまいります。

◇事前質問 10（昭和通り線ガードレール増敷設依頼について）

昭和通り線と交差する国道 245 号線の交差点から東中根高場線の交差点までの区間に歩行者の安全を守るため、ガードレールの設置をお願いする。

■建設部長

今回の要望は、国道 245 号線交差点から東中根高場線交差点までの区間と理解しております。

昭和通り線においては、歩道部がマウンドアップのため車道とは分離されており、沿道には通行者を保護する街路樹がおおよそ 8～20 メートル間隔で設置されているため、一定の安全性が確保されているものと考えております。

このことから、本路線につきましては全体的なガードレールの設置計画はありません。

しかし、歩道幅員が著しく狭い箇所や街路樹の設置間隔が広く開いている区間については設置を検討させていただきます。

なお、本路線は沿道に商業用施設等の出入り口等が多く、前述の状況であっても効果が期待できない箇所については、設置できない場合もありますので、その点についてはご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◇事前質問 11（渋滞解消に伴う道路の新設について）

①ラッシュ時の国道 245 号線横断は、信号はあるが危険を感じ横断しにくい。

②ひたちなか地区への渋滞解消に寄与する、都市計画道路馬渡長砂線の延伸要望。

■建設部長

1 点目の長砂地区の国道 245 号線の横断につきましては、安全確保のため信号処理された交差点を利用いただき、今後とも安全な横断をお願いしたいと思います。

次に 2 点目の市道 1 級 21 号線の県道常陸那珂港山方線までの延伸であります。ひたちなか地区の日曜祭日時の渋滞は、国道 245 号線まで延びている状況であり、ご要望の路線延長先の接続県道常陸那珂港山方線も、国道 245 号線へと接続する道路でありますので、渋滞解消の手立てとなりえるのか十分検討する必要があると考えています。

ひたちなか地区内の道路は、土地利用に応じた街区で形成された道路をネットワークし、主要幹線へと接続する計画で作成されており、交通の集中や最寄りの駐車場へ

進入する時の速度低下等により時間帯によっては渋滞が発生しますが、交通体系上は処理できるようになっています。

しかしながら、渋滞により地域住民の生活に支障をきたしていることも事実でありますので、今後とも、ひたちなか地区来訪者の公共交通利用へのシフトや、駐車場への適切な案内などソフト対策を進めてまいります。

また、地域の皆さまからもご提案やご意見いただき、施策に反映していきたいと考えています。市道整備につきましては、関係者の同意を付けた要望書を提出していただき、順次整備していますので、当道路延伸に関わらず要望があれば要望書の提出をお願いいたします。

司 会

それでは、これより懇談に入ります。

本懇談会を実り多いものとするために、多くの方よりご発言をいただきたいと思えます。質問やご意見を簡潔に1件ずつお話しただけですと円滑な進行ができるかと思えます。ご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

◇懇談質問1（市報の配布方法について）

市報の配布方法ですが、現状の各班長から組長を通じ、各家庭へというやり方ではなく、市報そのものを新聞折り込みのかたちで配布する方法を検討していただきたい。と言いますのも、うちの二組は数年前22世帯位ありました。それがここ何年で脱会が相次ぎまして、現在16世帯です。それもほとんどが私の年齢、あるいはそれ以上で、脱会された方にこの前話を聞いたのですが、その方は共稼ぎで、市報に配布される10日、25日前後の時に、自分の時間が確実に取れそうもない。そういう事情で脱会を決めたそうです。

またある方は、年齢で健康に自信がないので、その市報を月2回配らなくてはいけない、これを欠かしてしまうと自分としても責任を感じるので、受けるわけにはいかない、このへんで辞めたいといったかたちでもって辞められた方がおります。

当初、市長さんの方からありましたように、自治会の構成員そのものが減少している傾向にあると。仕事量で一番多いのが、やはり月2回の市報の配布、一番責任が重たい部分だと思います。よその組長さんに聞きますと、数日市報が遅れると、まだなのかと電話がかかってくる場合もあると。たとえば班長さんが急用で1日家を空けなければならないというような時に、そうした場合に組長に届くのが1日、2日遅れる。組長の方も急用があった場合は更に遅れてしまう。こういう不安定なかたち、かつ責任が重いような状況。この労働の部分を拭ってやらないと、これからの3年、5年先、高齢化になった場合に、非常に自治会の組織そのものが縮小しつづけると思っております。いまのうちに、一番重い部分の業務改善を図っていただきたいと思えます。それが一点です。

◇懇談質問 2（ゴミの集積所について）

ゴミの件ですが、足崎の方にもありましたように、うちの方も現状、昭和通り沿いにネットでゴミを出しているのですが、これが毎回のようにかラスにやられてしまう。朝6時頃になると、歩道から車道に生ゴミが散乱して交通の妨げになっている状況であり、なんとか改善してもらいたいということで、市の廃棄物対策課に行きまして相談したら、現在の方法がベストであると、そういう判断でしたが、この辺は実際にサークル的な物を用意してカラスに絶対に荒らされないような方法でやっている自治体もあるようです。その辺を道路管理課と協議して、誰でも安心してゴミを出せる状況を検討していただきたいと思います。これはうちのゴミを出す所だけではなく、足崎辺りの旧道の方もやはりゴミが散乱している場所が何箇所もあります。非常に朝早く動いた場合に、綺麗なまちづくりに逆行しているなど、そういう感じが否めませんので、安心してゴミを出せるかたちを検討していただきたいと思います。

■企画部長

市報の配布に関してでございますが、市報の配布については、ご指摘のあった自治会を通して配布することが中々現状的に難しくなっているというご意見と、自治会に入っていないために市報がもらえないと言いますか、市報が届かないという二つご意見がございます。議会の中でも、市報の配布について自治会を通してやるのではなく、各戸へポスティングで一軒一軒ポストへ業者が入れていく方法で出来ないのかというご意見もあることも事実です。

現在市報については、毎回 48,000 部印刷を致しまして、自治会を経由して配っていただいております。実際、世帯数は 65,000 位でございますので、当然 20,000 世帯位が届かないということになります。自治会に入っていない世帯の方につきましては、各公共施設に置いてありますので、そちらから持っていただくようお伝えはしておりますが、やはりそのようなご意見もあるということも承知しておりますので、ポスティングにどの位費用がかかるのか、今後十分調査して検討していきたいと思っております。

◇懇談質問 1

ポスティングではなくて、新聞に折り込む。これですと、現状、各世帯に自治会を通じてバックしており、だいたい一世帯 500 円だと思いますけれど、配布の手数料という名目でもって、その範囲内で収まると思います。

■企画部長

新聞折り込みというのも一つの方法かと思いますが、そうすると新聞を取っていない人に市報が回らないということもありますので、そういう方法も含めて色々検討させていただきたいと思っております。

◇懇談質問 1

新聞を取っていない方には、市の方から希望があった場合には、新聞店から同じ日に配達していると、そういう自治体もございます。ですから、市報が届かないという

部分はクリア出来ると思います。費用の面も、うちの方ですと年間 55 万前後がバックされているのです。その費用の範囲内で折り込み料というのは当然出ると思います。ですから、費用の面は問題ないと思います。

我々組長としても、それがあると安心して予定が組めるのです。1日、2日家にこないとやっぱり我々の責任部分というのがあり、本来は届いていないのだからどうしようもないのですが、これはやはり気持ちの上で感じてしまいますし、市報が間違いなく新聞折り込みであれば、翌日には全家庭に届くと、これはやっぱりクリアしていった方がいいと思います。

■企画部長

市報の配布も新聞の折り込みで、というのも一つの方法かと思いますが色々な方法について検討させていただきたいと思います。

■市民生活部長

ゴミの関係で、最終的にはカラス対策ということになるかと思いますが、まず、カラスにつきましては、本市ではハシブトカラスとハシボソカラスという二種類がいるそうございまして、これは鳥獣保護法で保護されておりまして、原則として、捕獲は出来ないという状況であり中々悩ましい問題であるかと思えます。

当面の対策としましては、ネットを掛けたらそれを持っていかれないようにするしかないのかなと思うのですが、重石にコンクリートブロックを乗せてとか、シッカリ縛りつけるとか、そういった方法で対策していただきたい。市の方でも以前に、ネットの目を細めたり、あるいは色を変えたり、最近ではテレビでやっておりましたが、ネットの他にタコ糸みたいな細いので回りにやるとカラスの羽が引っかかり嫌がるから、そこまでカラスが見えるかどうか分かりませんが、効果があるという話を聞いたことがあります。いずれにしても、先進事例を参考により方法を検討したいと思えます。

◇懇談質問3（ゴミの不法投棄と自治会の脱会について）

足崎団地自治会、佐和駅自治会からも質問が出されていると思いますけれど、このゴミの不法投棄ですね、それと自治会の脱会、これは関連していると思います。実は私は不法投棄の監視員でございまして、先月、不法投棄の監視員会議に出席させていただきました。その時に一言申し上げたのですが、足崎団地自治会からの報告にありますように、多良崎城跡に不法投棄が目立ちます。それと、長砂のゴルフ場の周回道路にも大変不法投棄がございまして。これは、一般ゴミ以外に電気製品が多いです。特に多いのは、小型のテレビですね。昔の分厚い小型のテレビがかなり不法投棄されている。3月に一斉に15人位で全面的に多良崎城の周辺道路を清掃しました。かなりゴミが出ました。2tトラックで2台位出ました。市の職員の方も、下の方から随分引っ張り上げたと思います。それ以降、私が監視しているのですが、一旦綺麗になると人間というのは出しにくいのですよね。あんまり投げづらくなる。若干今までよ

り少なくなっていると思います。それと、北側にため池があるのですが、そこは投げやすいのですね。この前見ましたらそこに、バラセンを大体二間位の幅でやったのです、これは市の方が設置したのですが、それをやると出しづらい、投げづらいということで、下が崖ですから投げやすい所に設置すればと言ったことはあるのですが、こういうことでこれからも監視をしていきます。

会議の中でも申し上げましたが、看板がございます。不法投棄禁止とか罰金の看板はあります。なにかちがう看板はないですかね。良心を訴えるような看板がいいと思うのですが、色々知恵を出しあって方策を検討していただきたいと思います。

それと、足崎団地自治会も他の自治会と同じく脱退者が多くいます。今年も会長、副会長の制度によって、そればかりでなく班長、副班長、組長になるのは嫌だということで、今、前会長の方からも相談があったのですが14名の方がうちの班で、でていると私に相談がありました。今、自治会の中でも大変脱会者が多いということで、原因はこれだという話もありましたが、何もボランティアも役員も会費も出さない、ただ普通の生活者と同じような感じで生活出来るのであれば、何もわざわざ会費を払ってボランティアをしなくてもいいか、という話になるとまとまりがつかないから、一線をちゃんと引くべきだという話を私が会長の時にしました。今の話では、あそこに防犯灯というのは各自治会を出しているわけですよ、うちの自治会では143灯あるのですが、大変な修理代もかかります。この維持整備の関係でLEDに切り替えているのですが、それでも大変な電気料がかかると思います。防犯灯は会員ばかりではなく、脱会者も含めてみなさんの防犯灯ですから、せめて防犯灯の電気料だけはもらった方がいいだろうという話になり、脱会者にも防犯灯の電気料をもらうことにしました。月100円です。年間1,200円です。それはみなさん了承していただきました。電気料をもらっているのに、ゴミ集積所や資源回収場所には出しては駄目だとかいうのではなく、他のことはやらなくてもある程度目をつぶって、足崎団地自治会としてはそのように決まっております。

先ほど関連があると私言いましたね、どういうことかいうと、ゴミ出しは駄目だとかどうしても強く言ってしまうと、出すのは集積センターとかになってしまい、自治会に加入していない方というのは、人目につかない所、あるいは多崎城跡やゴルフ場の周回道路の人がいない所、車が通らないところ、そういう所にこっそりと捨ててしまう。だからせめて、ゴミの出し入れは甘く勘弁してあげようということなのです。どの位の成果が出たか分かりませんが、ただ、そのように考えていくのも一理かなと思いました。これからも根気よく続けていきたいと思えます。

◇懇談質問4（道交法の教育について）

木下教育長にお伺いします。道路交通法の問題が出ました。皆さまご存知と思いますが、来年度から18歳以上は選挙権が与えられますよね、18歳、19歳は全国で240万人居るのでこの分増えると、今高校では政治に関することを呼び起こそうというこ

とで、学校教育の中で取り入れなければならないということで随分の高校が今切り替えている所だと思えます。それと同じく、この道路交通法も小学生や中学生にもしつけなどの教育をもっと学校内で取り入れていただきたいと思うのですが如何ですか。

■市民生活部長

最初に、ゴミにからむ自治会の脱会の件ですが、まさにお話し合いによって月当たり100円を脱会者からいただいて、それで賄っているということで、一つ一つお話し合いができて理解してもらうことが一番なことだと思います。ただ、全国的にこの問題は広がっており、大きな課題であることは十分認識しております。この問題をどうするかということについて、すぐに答えは出ませんが、やはり少しでも顔と顔が合わせられるような場面を作り、色々な行事の中で顔を出せる、あるいは出すといった中で一緒になってお話をする場面で気持ちもほぐれながら繋がっていくのかなと感じるところです。今お話を聞いて、凄く参考となる部分が多くありましたので、そちらも含めて連合会、あるいは役員会等を通じて参考となる事例も含めてよりよい案を検討したいと思えます。

それから、多良崎城跡のゴミの不法投棄についてでございますが、私も同感であり、ありきたりの看板を作っているよりは、やはり何か変化をつけることは大切ことだと思いますので、早速、方法を考えていきたいというふうに思います。

■教育長

先程、交通安全指導の大切さということでお話をさせていただきました。教育の現場でしっかりと交通安全指導を行なうということは、誰もわかっているところだと思いますが、やはり子ども達は学校にいる時と、また、家庭に戻ってからは対応が違うと思います。たとえば中学校ですと、自転車通学がないところがあります。下校後に、家庭で使用している自転車に乗る場合に、ヘルメットを被らないなど様々な危険な乗り方をしている情報は得ております。やはり、学校も真剣に指導しなければなりません。家庭でもご協力いただくような機会を増やしていかなければならないと思えます。最近、小学生でもヘルメットを被ることをずっと指導してきたのですが、まだ十分ではございません。そのようなことで、更に指導を強化してまいりますので、ご指摘いただくような場面がありましたら情報をいただきたいと思えます。

それから、選挙権が18歳以上からということになりましたので、私共、義務教育の段階で指導を更に強化していかなければならないなと思っております。現在、小学校の社会科の6年生で、主権者教育といいますが、そこの中で学習がございますし、中学校の授業の中で、民主主義社会における選挙の重要性について学ぶ場面がございます。課題はこれからどのようにして、その学習を充実させていくことが子ども達の主権者教育になるのだろうか、ということで課題もあるなど感じているところでございます。実際、高校教育の段階においては、実際の模擬選挙などを取り入れながら実践が始まっておりまして、いずれ義務教育の段階におりてくるだろうと思えます。いずれにしましても、今後、政治参加教育という所に力をいれていかなければならない

という時代が来たという認識でございます。

◇懇談質問5（不法投棄防止対策及び自治会の加入について）

足崎団地自治会からも出ておりますけれども、ゴミの処理の問題が一つ。これは魅力ある自治会づくりということで、ここに会長がおりますが、先日、先生を呼んで、私共も課題と対策について話し合い、また7月11日に話し合う予定でおりますけれども、不法投棄をする者の犯人探しと心の教育という両面から進めることが大事ではないかというお話がでております。監視会議という言葉がでてきてまして、本当に頭が下がる思いでございます。よその所でも、監視会議をやっている所が多いと思っておりますけれども、ここに環境部長もおりますが、実は私の馬渡自治会も困りまして、不法投棄者をどういうふうにして犯人を調べるかということで環境部長に相談したら、よいのである、監視カメラだということです。監視カメラを貸してくれました。廃棄物対策課で貸してくれるそうですね。ただこれはダミーでして、分かってしまえば駄目ですね。ですから監視カメラを市の方で何とか問題の場所に設置出来ないか。

もう一つは、自治会未加入者、脱会者の問題です。私の所も昨年度5名辞めまして、今年3名入ってきて良かったと話をしましたが、この脱会者と未加入者の問題なのですが、高齢者だからということで辞めていくというのは、仕方ないといえば仕方ないのですが、徘徊している現状が私共の自治会にもあります。一昨年は私の同級生が徘徊してあの世に行きました。当時70歳だったのですが、ショックを受けました。この徘徊者に対してのお年寄りセンター並びに民生委員等の温かい配慮というものは無いのか、私共は役員と相談しまして、集落センターにこのお年寄りを預かる場所など作れないかと考えたりして、最近、サロンなど積極的に取り入れているとのお話を聞きますが、なんかそのような所がないか、そしたら、自治会長の家をたまり場にしろというような役員からの意見もいただきました。そういう徘徊者の問題が一つあります。交通事故にでもあって、電車ででもぶつかったら、とんでもない罰金を取られるという新聞報道もあります。

それから、自治会費が払えないから自治会に入らないという人はいないのでしょうか。自治会費は自治会によって色々だと思いますが、私のところはお蔭様で、別な方からも資金をいただいておりますが、他の自治会はみんな資源回収からの資金がほとんどですね。この資源回収がなければどうするのだと、加入者からいただくわけですが、この間の市民会議では、この自治会費を市の方で一部負担していただけないでしょうかという案も出ました。参考までに申し上げます。

それから、その地区に住んだら自治会に加入しなければならない、という自治会の規約を作っているところがあれば参考に教えていただきたい。魅力ある自治会にするにはどのようにしたらよいか考えております。たとえば、自治会に加入したらお祝い金を出すとかですね。

それから消防団との会話で出た問題ですが、市は福祉ということでお年寄りの方に

だけ目がいつている気がしますが、子育て支援ということで、もっと具体的に、たとえば3人産んだら奨励金を出すなど、今、記念植樹をいただいているという話を聞きました。子どもを何人産んだらお祝い金をいただける、というような方法も若い人には産めとか子ども増やせというばかりではなく、何かそのようなことも出来ればいいなと役員とともに話をしました。

隣家の絆が非常に薄くなって、寄り合いがなくなりました。そういう原因から敬老会の記念品もそうなのですが、ここにおいでになっている皆さまも色々考えていると思いますが、自治会に入っても入ってなくても記念品を出す。会長の言うとおりに、我々自治会も自治会長の判断だから補助金をもらわないことにしようと思っているのですが、ところが近づいてくると、根性悪い自治会長になりたくない、と自問自答が始まりまして、そしてやっぱり記念品だけはもらってあげようというふうになってしまう。なので、毅然として市役所の方で自治会未加入には記念品は出さないと、この辺の所も一つお考えいただければ幸いです。

以上まとめませんが、ゴミの問題と自治会未加入者の問題について非常に関連しておりますので、私共も一緒に役員共々進んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

司 会

最後に、懇談のまとめを市長より申し上げます。

■市 長

貴重なご意見ありがとうございました。時間の関係で回答できなかったものもあるかのように思います。それを含めて私の方から話しをさせていただきたいと思っております。

実は午前中に一中地区で、この市政懇談会をやりましたけども、問題として意識されていること、取り上げていることは、かなり深刻で共通しているなというのを感じました。高齢社会の中でどうやって見守り活動をやるか、災害時の要支援をどうするかといっても、じゃあ誰がやるのだという話になったり、自治会の加入者が減っている状況の中で、どうやって本来大切な地域の絆っていうのをどう確保するか。実際に携わっておられる方だから、数を押さえている方々からお話しがでてきているということは、非常に私は重いことだと思いますし、状況がかなり変わってきているのだというのを実感しています。

市報の配布についても、なぜ自治会をとおして配布しているのかということですが、かつては10年ちょっと前に、自治会加入を促進するために、市報は自治会をとおして配布するという、これは自治会連合会でいろいろ議論もされたと思うのですが、市としては、届かない市民がいることは非常に考えざるを得ないところがあるので、簡単な方法と言えるかは別として、先ほど意見にもありましたが、新聞折り込みにしてみてもどうかなどですね。私は余計な事を言うつもりはないですが、例えば

県内で、最初から自治会を通さずに新聞折り込みでやった自治体もあります。自治会に協力を得られない、そういうところもあります。特に県南の方でありましたが、じゃあ、ひたちなか市はたいしたものだなというふうに思えるのですが、今話を聞いていますと、市報を配ることが非常に負担になるということは、市報を配る人が時間が取れない、また、お仕事や暮らしぶりの関係もあって、若い人は時間がないとか、いろいろな状況でかなり考えなければいけない、背景が変わってきているのかなというふうに感じます。ですから、割り切りどころに来ているかもしれないなという感じがしますので、自治会連合会とも協議をさせていただきたいと思います。どの自治会にも市の職員がいますので、職員がポスティングすればという話もありますが、それは議論が分れるところではありますが、本当に市内の高齢化状況が変わってきている中での問題提起なのだろうと私は受け止めさせていただきました。

ゴミの不法投棄の問題については昔から当然あるわけですが、これをどのようにさせないかということについて、先程の監視カメラや看板のご提案がありましたが、出来るものはいろんなことをやってみるべきだというふうに思っております。監視カメラもダミー、本物は別にして、結構今、警察からも市へ設置してくれないかというのがここ一年多いですよ。犯罪の捜査にも使うということですね。結構、ニュースを見ているとコンビニの監視カメラに写っていたので、犯人が特定できたというのは、かなり多いらしくて、どこまで設置したらいいか悩みどころですが、犯罪がおきやすいところだとかそういうところの特定ができれば、ゴミの不法投棄とか、それも本当に費用の問題もありますが、まさにそういう時代になっているのだなということも話を聞かせていただいて感じました。

先程、お話を聞いていてショックを受けたのですが、脱会した人から月 100 円の電気料をもらうというのはよく出来たと思うのですが、お金を払ってでも退会したいと、考え方もかもしれないと思うと中々厳しい世の中になってしまったと。お金で払うから、義務は勘弁してくださいという方はいるかもしれませんがね。いろんなタイプのケースがあるので、一概にここで出来たので、他で出来るかということはあるかと思いますが、自治会の加入を義務化にするということについては、まちづくり基本条例を作る時に一度議論してしまして、いっそのこと義務化にしたらいいいのではないかとということも検討しましたが、やはり、このまちづくり、それも市民の方々が主体的・自主的に加わる参加するということにこだわりたいということで、あまり強制感を持たないような条例にするということで、議論・検討した結果、入れなかったということがあります。じゃあ、入れたからといって入らなかった人が条例違反だからといって、罰金を科す訳にもいきませんから、どういうふうにするのだということで、意識的な問題としては条例に入れることも、今後は考えられるかもしれませんがね。今の状況の変化の中で、その後の運用について言えば、なかなか困難な問題もついてまわるのではないかと、私はそんなふうに感じています。やはり、10年前20年前と状況は変わっているのだなと思います。今の状況を聞いておりまして感じています。お

金のことにはあまりこだわるつもりはありませんので、費用が掛かることはやらないとか、ほとんど私は考えたことがなくて、不効率なことだとか無駄なことはあえてやらないつもりでいますが、掛けるべきところは掛けてやる、というつもりではいますのでご理解をいただきたいと思います。

それとですね、もう一点だけこの会場だから申し上げておいた方がいいと思うので、最後に申し上げますが、東海第二原発の問題に絡みまして、ここ長砂では5キロ圏内の世帯があります。今、避難計画を作る、それから避難に当たってどのような対応をするかということを実は検討していますが、中々いい回答がまとまらないというか、皆さま方にこれなら大丈夫ということが示せないというのが実情です。安定ヨウ素剤のことが先程ちょっとでましたが、国並びに県の方針はですね、5キロ圏内の世帯の方には事前配布をして、5キロ圏外の方には事件・事故が起きてから配ればいいのではないかとされていますが、とてもそういうことはできないと、ひたちなか市は反発をしています。いろいろ事情がありますが、副作用がありますので医師に問診票を提出していただいて、それをチェックした上で配布すると。そのためには緊急性の高いところからやるしかないという現実的な判断もそこにあるとは思いますが、私から申し上げますと、一旦事故が起きてから安定ヨウ素剤を配るということは、不可能だと私は思います。大混乱になりますし、事前に副作用を考えて医師立ち合いの説明会が必要であれば、事故が起きてですよ、5キロ圏内の方にはどうやって説明するのだと、どう対応するのだと、成り立たないのです。この話はいずれ、皆さま方の耳に届くと思います。市ではですね、やはり配るのであれば事前に、市内全域に配らせていただきたいという考えです。ですから、5キロ圏内の約130世帯の400何十人いらっしゃると思いますが、東海村はみんな5キロ圏内ですから、配ることに議論は起きないですが、ひたちなか市の場合は、ごく一部が入ってしまうので、そこで割り切っているか、という問題を議論していますので、そういう報道がされる場合、または事前に相談をさせてもらうことがあろうかと思っていますので、是非、その時にご理解をいただきたいと思います。

安全な避難計画というのが本当に出来るかということになりますと、今、東海村の村長が記者会見したのがある新聞に載りましたが、風向きによっては想定した方向じゃない避難を考えなければいけないですし、そうすると一斉に地域を分けてこっちに避難するという仕分けが成り立たなくなってしまって、混乱が生じるということが考えられるわけです。それを一つ取っても現実的にどうなのかと。5キロ圏内の人は先に避難して、それ以外の人は家の中で退避していて、5キロ圏内の人が避難したあとに、また外に出て避難するというような、そういう整然としたことが本当に出来るかという、出来る人もいるかもしれませんが、出来ない人だとか、避難出来ないという意味での出来ない人も含め、そして自分は自分で身を守るために避難するのだという人も必ずいると思います。避難先だって、どこの市町村に割り振るということは県でもやっていますが、そのとおり避難する人がどの位いるのかという事を考えた時に、

大変な現実論の問題なので、特に、この三中地区の皆さま方、また、東海村に近い地区にお住いの方、本当はどこも影響としては同じですが、国と県とのやりとりをやっている状況です。ここの安全が確保されて、誰もが有る程度これならば、というような理解ができる対策を取れない限りは、この問題はOK出せない問題だと思っておりました、関連する15市町村でも同様な考え方でいますので、その前に見直しをとにかくやる、ということをお願いしていますので皆さま方にご承知おきいただきたいと思っております。

ちょっと話が拡散してしまいましたが、今日いただいた意見や現状についての皆さま方のお考え方について、しっかりと受け止めさせていただきます。そして、どのような対応の仕方や対応があるか皆さま方にお示して、ものによっては相談させていただいて、またご協力いただくものはいただく、市がやるものはしっかりやる、というふうにさせていただきたいと思っております。

震災後、絆が大切だということは改めて言われていて、またそういう動きがある意味では動いている部分もありますが、やっぱり、今の世の中の厳しさのようなものを反映して、そこまで他人のことを考えられないというような、そこまで行動出来ないという人も増えているのも残念ながら実態かなと思っております。景気が地方回復しているとか良くなっているな、という実感はほとんどないと思うのですが、そういうことから考えると、なかなか状況については甘くないと思っております。

また、ご提案やこうやったらどうかというのをいただきたいと思っております。冒頭に申し上げたかもしれませんが、今日だけが市政懇談会ではないという気持ちでやっておりますので、お気づきの点があれば市役所の方にお申し出いただきたいと思っております。

今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。